

芽室町監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和7年度下期定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和8年8月21日

芽室町監査委員 岩 波 栄



芽室町監査委員 常 通 直 人



令和7年度下期 定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象範囲及び事項

決算審査の実施に併せて、令和7年度下期（令和7年10月1日から令和8年3月31日まで）の財務に関する事務の執行について監査を行った。

(1) 共通事項

① 財務

- ア 支出事務について
- イ 入札及び契約事務の執行について
- ウ 補助金等交付事務について
- エ 概算及び資金前渡の精算事務について
- オ 備品台帳の整備について

2 監査の実施時期

令和8年7月9日から令和8年8月7日まで

3 監査の実施方法

監査の対象とした共通事項について、全部局に対し実施した。

部 局	本 庁	所管機関	計
町長部局	1 2		1 2
教育委員会事務局	2	2	4
議会事務局	1		1
農業委員会事務局	1		1
選挙管理委員会事務局	(1) 併任		(1) 併任
監査委員事務局	1		1
公平委員会	(1) 併任		(1) 併任
計	1 9	2	2 1

定期監査のうち共通事項は、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類を審査するとともに、関係職員から重点事業（主要事務事業）の執行状況について説明を受け実施した。

第2 監査の結果

各部局の共通事項については、一部に是正を要すると思われるものが見られたが、概ね適正に執行されていると認めた。

主な監査の結果と所見については次のとおりである。

1 共通事項

(1) 支出事務について

公金の支出は、条例や財務規則等に基づき、適正な金額を算出し、審査を経て、適正なシステム処理による支出手続きを行うべきである。しかし、町長部局及び教育委員会部局において、次のような事例が見受けられた。

① 注意事項〔合規性、正確性〕

- ・ガルーン掲示板による周知（請求分割票による支出伝票の起票事務）を失念し、支払遅延となった。

【魅力創造課】【政策推進課】【環境土木課（2件）】

- ・請求通知メールサービスの確認を失念し、支払遅延となった。

【都市経営課】

- ・砂利購入の支払いにあたり、発注内容と請求内容の確認を怠ったことにより、課内の2係で同じ請求内容のものが支出され、重複払いとなった。

【農林課】

- ・債権者情報の未確認により、支払先誤りとなった。請求先からの連絡により判明した。

【生涯学習課】【政策推進課】

- ・特別支援教育就学奨励費の支給額決定にあたり、支出根拠の確認不足により、支払額誤りとなった。

【教育推進課】

- ・財務会計システムの処理にあたり、間違っって支出額全額を所得税控除で入力してしまい、支払遅延となった。

【総務課（芽室消防署庶務課）】

- ・財務会計システムの処理にあたり、削除した伝票の再起票を失念し、支払遅延となった。

【農林課】

支払額や支払先の誤りは決してあってはならないことであり、誤りを繰り返さないため、再度事務手続きやチェック機能の見直しに努めていただきたい。

また、支払遅延については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定された支払の時期を超えて支出していたものがあつた。支出事務の遅れは、町民や事業者との信頼を損なうものであり、また、予算執行上の事故につながりかねないものである。金額によっては遅延損害金が発生し、町に損失を与える場合もあるため、事務処理手順を見直すとともにチェック体制を強化するなど、速やかに支出手続きを行っていただきたい。

② 検討事項〔有効性、経済性〕

- ・土木車両維持管理事業において、土木車両用の夏タイヤ購入が令和7年9月10日（請求日9月30日）という事例があつた。当初予算に計上され

ている事業内容は、当該年度における住民サービスの提供にあたり必要な費用として予算措置されているものであり、今回の購入手続きに係る事務処理の遅延は、当初の目的を達成しているとは評価できない。なお、支出にあたっては、車検整備に係る設計変更に伴う修繕費の増加により、需用費全体の予算額が不足したため、予備費充用により対応することとなった。

【環境土木課】

- ・ 町有財産（土地・建物）管理事務において、当初及び補正予算で計上されていない工事が執行されていた。旧上芽室農業研修センター解体工事の入札執行残を活用（節内流用）し、令和7年11月から令和8年3月までの期間で5つの地域集会施設の緊急工事を実施したものであるが、その中に令和8年3月施工の新生地域福祉館外構工事が含まれており、工事実施に係る決定書等で事業内容を確認したが、緊急修繕工事ではなく、計画修繕工事に対応すべきものと判断することから、適切な予算管理（不用額の整理）を求める。

【都市経営課】

(2) 入札及び契約事務の執行について

複数の部局において、共通した不適正な契約事務の執行が見受けられた。その内容は次のとおりであるが、事務の適正な執行にあたっては、職員個々による法令及び条例等の理解、遵守はもとより、改善を要するものについては全庁的な内部統制及び課・係内での徹底された確認行為を講じていただきたい。

① 指摘事項〔合規性、正確性〕

- ・ 新庁舎ネットワーク機器等保守点検委託において、成果品の提出や委託料の支払いなど契約書に従い履行されていない。

【総務課】

- ・ 除雪専用車6号車検整備において、業者から提出された見積書を担当者が金額訂正を行い、その見積書で見積合わせが実施されていた。

【総務課（主管課）、環境土木課（合議先）】

② 注意事項〔正確性〕

- ・ 芽室町収入証紙及び色付き指定ごみ袋印刷業務において、請負人からの業務完了届を受理しているが、完了日の記載に誤りがあった。

【環境土木課】

- ・ 修繕業務において、検査調書の作成にあたり、「完了検査合格決定書」と「修繕完了検査調書」の着工日の記載に誤りがあった。

【生涯学習課】

- ・ 委託業務において、検査調書の作成にあたり、「完了検査合格決定書」と「業務委託完了検査調書」の着手日の記載に誤りがあった。

また、請負人からの業務完了届を受理しているが、会社名の記載漏れがあった。

【魅力創造課】

- ・除排雪委託業務において、委託変更契約書が見当たらない旨の報告を受け、監査実施時に契約書の原本が確認できなかった。

【環境土木課】

- ・主管課検査員と同一人を監督員に任命していた。

【健康福祉課、環境土木課（3件）】

(3) 補助金等交付事務について

補助金等の交付の申請、決定等に関しては、芽室町補助金等交付規則に基本的事項が定められているが、この規則で定めるもののほか、補助金等の公平性や透明性の確保のため、交付すべき補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務または事業内容などは明確にすべきであり、それぞれの補助金ごとに個別の要綱を整備することが望ましい。

① 検討事項

- ・個別要綱未整備の補助事業【1課1係（1事業）】

また、補助金の執行に当たり、交付決定にかかる予算が不足する旨の理由により予備費充用で対応している事例があった。

芽室町補助金等交付規則第5条では、補助金等の交付条件として「法令及び予算で定める」と記されていることから、「予算で定める＝予算の上限」と考えるのが適切である。補助金は公益性や適格性といった要件を備えていなければならないこと、加えて、補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているといった公平性の観点からも補助金の交付に当たっては、予算措置を前提として事務を執り進めることが望ましい。

(4) 概算及び資金前渡の精算事務について

令和7年10月から令和8年3月までの概算旅費及び資金前渡については、精算までに1月以上の期間が空いているものはなかった。

今後も速やかに精算行為をするよう努めていただきたい。

(5) 備品台帳の整備について

令和7年10月から令和8年3月までに購入及び廃棄した備品の台帳整備については、概ね適正に処理されていた。

備品台帳は、取得から処分に至るまで備品ごとに管理するものであることから、今後も、芽室町財務規則に基づいた適正な管理に努めていただきたい。